

長崎県建築基準条例共同住宅等の敷地内通路の取扱いについて

(12年6月1日)

- ・関連条文:長崎県建築基準条例第8条第1項第2号
- ・施行日 :平成24年 6月 1日

【取扱い】

1階各住戸前通路については、敷地内通路ではなく廊下として扱う。

主要な出入口は、その廊下の出入口部分とする。

